

手形金請求における立証責任

伊 沢 和 平

- 一 序
- 二 権利の帰属に関する問題
- 三 義務の存在に関する問題

一 序

たとえば、Xが、その所持する約束手形でもって、振出人らしきYに対して、手形金の支払を訴求する場合、Xは手形上の権利者であるか否か（権利の帰属に関する問題）、および、Yは手形債務者であるか否か、手形債務者であるとしても、手形面上の記載文言通りの責任を負うか否か（義務の存在に関する問題）が問題となる。前者については、Xは、手形面上形式的に裏書が連続している手形を所持していれば、法律上権利者として推定され（手一六条一項）、したがって、この場合Xはそれ以上の立証をする必要はなく、Yが支払を拒もうと思えば、Yの方で、Xは実質的無権利者であることを立証しなければならぬとされている。また、後者については、Xは、振出人の署名がYの真正な署名であることを立証しなければならぬとされており、これが立証できれば、手形面上の記載文言の真正は推定されることになる（民訴三二六条）。

ところで、前者の問題において、Xが権利者として推定される場合Yは何を立証しなければならないか、また、後者の問題において、記載文言が変造された場合、原文言の立証責任はどちらが負うのか、あるいは、白地手形の補充権が濫用された場合、もともとの補充権の内容についての立証責任はどちらが負うのか、についての従来の議論は、どうも形式的に過ぎ、大ざっぱに過ぎるように私には思われる。そこで、以下、二、三において、これらの問題を中心として、手形金請求における立証責任の分配につき、私の意見を述べてみたい。⁽¹⁾

ところで、立証責任の分配を論ずる場合、近時の、民事訴訟法学会における、証明責任の分配基準をめぐっての激しい論争を抜きにしては、これを論ずるわけにはいかないであろう。ここでは、法規の形式・論理的構造を基本として証明責任を分配する従来の通説⁽²⁾に対して、法規の形式にとらわれず、証拠との距離・立証の難易・蓋然性等の實質的要因による利益衡量により証明責任を分配すべしとの説⁽³⁾が唱えられ、また、これらの説と趣きを異にするものとして、これらの説が事実の存否不明の場合をいかに処理するかを議論の出発点として証明責任の分配を論じている(結果責任的証明責任)の⁽⁴⁾に対して、証明責任を論ずる場合問題とすべきは、訴訟手続内の動きゆく具体的局面において、実体法規範がそれぞれの当事者にいかなる具体的行動をとるべきことを——訴訟前ないし訴訟外の当事者間の紛争・交渉過程もふまえた上で——期待しているかであり、この視点からみた場合、証明責任は、一定の事実の証明について自ら主導権をとり、行為責任を尽さなければならないという不利益・負担(行為責任的証明責任)として捉えられるべきであるとし、これを出発点として証明責任の分配を考えるべきであるとの説も唱えられている。⁽⁵⁾

ここでこの論争に加わるだけのものはとても持ち合わせていないが、私としては行為責任から証明責任を捉える立場をとりたい。というのは、訴訟手続過程も、訴訟前あるいは訴訟外を含めた当事者間の抗争過程の一局面と捉えるべきで、⁽⁵⁾したがって、訴訟手続過程における事案解明に関連する証明責任も、行為規範としての実体法規範を

反映すべきものと考えからであり、また、証明責任をこのようなものとすることによって、それが不利益・負担を課される当事者に対してより説得力のあるものとなり、ひいては、真の紛争の解決をより促進させることになるのではないかと考えるからである。

このように立証責任を捉えた場合、その分配は、動きゆく手続の状況状況に応じて、訴訟前ないし訴訟外の当事者間の紛争・交渉経過をもふまえた比較衡量により決められるべきもの、すなわち、個々具体的な紛争ごとに決められるべきものと考えられ、また、裁判官の事実認定も、その分配を基本としながら、それぞれの当事者に期待される行為責任をそれぞれの当事者がどの程度果たしたかという比較衡量をその拠りどころとすべきであると考えられるのである。⁽⁶⁾このように立証責任の分配は個々具体的紛争ごとに異ならざるをえないのであるが、個々の紛争を離れて、通常の場合を想定しての分配も当然可能であり、本稿は、そのような通常の場合を想定しての一般的な分配を目的とするものである。

それでは、行為責任の立場から一般的な分配（ある事実の立証につき、どの当事者に主導権をとるべき義務を一般的に課すかの分配）をするにあたって基準とすべきは何であろうか。権利根拠規定・権利滅却規定といった法規の形式・論理的構造に拠るとすることも大枠としては構わないようにも思われるが、やはり、正面から実質的要因に基づく利益衡量に拠るとする方が、よりきめの細かい分配が可能となり、間違った結論を導く可能性が少ないという点においてすぐれているように思われる。そこで、結果責任的証明責任の立場に立ちつつ利益衡量により証明責任を分配する説が掲げる実質的要因が参考となるが、行為責任の立場からみた場合、結論的にいえば、蓋然性はよいが、証拠との距離・立証の難易は、予め一般的にどの当事者が主導権をとるべきかを決めるにあたっての基準には原則としてならないのではないかと思われる。というのは、予め一般的に立証責任を課すということは、その当事者に、事案解明のときに必要となるであろう証拠の収集等の特別の行為をなすべきことを期待し、その義務を

課すことになるが、蓋然性については、立証責任が事案解明にあたっての行為責任である以上、蓋然性の低い事実を主張しようとする者に、このような特別の行為をなすべきことを期待することも許される(期待せざるをえない)と解されるが、いかに証拠に近い、あるいは、いかに立証が容易な事実を主張しているからといって、そのことを理由に、その当事者に、訴訟になった場合に備えて予め一般的にこのような特別の行為をなすべきことを期待することは通常無理であるように思われるからである(また、逆に、証拠に遠い、あるいは、立証が難しい事実を主張しているからといって、はじめから主導権をとる義務を免除される理由にはなりえない)。なお、このことと、証拠に近い当事者に対して通常期待できる証拠提出行為をなすべき負担を課すか否かは別問題であり、立証責任を負う当事者が、事案解明にあたって相手方から通常提出が期待できる証拠が必要であり、かつ、それまでのいきさつ等をふまえた具体的状況からして相手方にそれを求めうる旨の疎明をすれば、相手方はその証拠を提出すべき負担を課されると解すべきである。この場合、立証責任を負わされる当事者は、主導権をとるべき特別の行為責任を負わされるのに対して、相手方は、通常期待される行為責任を負わされることになる。そして、裁判官は、両当事者がどの程度その行為責任を尽したかの比較衡量により事実認定をしていくべきであろう。なお、証拠との距離・立証の難易は、具体的事案において両当事者がどの程度その行為責任を尽したかを判断する過程においては当然考慮されるべきであろう。

さて、行為責任の観点から立証責任の一般的な分配をなすにあたって、蓋然性は一つの重要な基準となると考えられるが、各実体法分野においてその法目的を達成するために、蓋然性をふまえてもなおかつ立証責任はかく分配されるべしとの要請がある場合もあり、その場合はそのような法政策的観点からの分配に当然よるべきである⁽⁸⁾。

このように、行為責任による立証責任の一般的分配は、蓋然性を基本としながら、個々の法分野の法政策的観点を加味して決めるべきであると思われるが、それでは、手形法の分野において一般的にみてこの法政策的観点にあ

たるものが存在するかといえ、一応、手形流通の促進・手形取引の安全の要請をあげることができであろう。そして、この要請は、手形取得者の調査義務の軽減を要請し、たとえば、善意取得の成否を問題とする場合でも、一般的にいって、取得者は手形を取得する際、簡単には調査義務を負うことにはならず、また、調査義務を負わされる場合でも、詳しい調査義務は負わされないと考えられ(手形法一六条二項は、取得者は重過失がない限り保護される旨規定する)、これは立証責任に対して、取得者は簡単には立証責任を負わず、また、立証責任を負わされる場合でも、その程度としてあまり多くを要求されないという形ではね返ってくることになるかと思われる。とはいえ、また同時にこの要請は取引の安全にとって必要な範囲内に限られるべきものであるから、この観点を強調しすぎるのは問題であり、その点従来の学説等の議論は手形取得者保護の観点を強調しすぎるきらいがあり、現在においては、むしろ「取引の安全の必要の範囲内」の観点を強調すべき状況にあるように私には思われる。

なお、本稿において立証責任の分配を問題とする対象たる事実としては、従来のように主要事実といわれるものについてだけ立証責任を問題とするのは、行為責任的立証責任の立場からみた場合は、大ざっぱにすぎないように思われるので、もっと細かくみていきたい、従来「立証の必要」と呼ばれているレベルの問題を立証責任の問題として捉えていくことになるかと思われ、したがって、従来自由心証の問題とされていた領域に足を踏みこむことになる。

- (1) 手形金請求における立証責任についてのまとまった文献としては、従来、坂井芳雄・裁判手形法、鴻常夫「約束手形金請求訴訟における要件事実」実務民訴講座4二二七頁以下、村上博巳・証明責任の研究二六八頁以下、森本滋「手形金の請求と立証責任」手続法の理論と実践上巻(吉川追悼)一六五頁以下、裁判実務大系2手形小切手訴訟法(村重慶一編)(以下、実務大系2として引用する)、等がある。
- (2) 兼子一「立証責任」民事法研究⑨一一九頁以下、三ヶ月章・民事訴訟法四〇五頁以下、等。
- (3) 石田穰・証拠法の再構成一四三頁以下、新堂幸司・民事訴訟法三五二頁以下。
- (4) 井上治典「訴訟手続のルールのとらえ方」法七一九八一年一月号一〇七頁、佐上善和「証明責任の意義と機能」法七一九八二年八月号八二頁以下、佐藤彰一「立証責任論における行為責任の台頭と客観的立証責任概念の意義」立命館法学一六五・一六六号六二八頁、竜崎喜助

「証明責任の分配」講座民事訴訟5八九頁以下。

(5) 井上(治)・前掲(注(4))論文一〇三頁。

(6) 井上(治)・前掲(注(4))論文一〇七頁参照。

(7) このような当事者は、ある意味で有利な立場に立っているだけであって、そのこと自体では何か特別の不利益を課される理由にはならないのではないか。

(8) この法政策的観点は各実体法分野における利益衡量によりでてくるが、そこで考慮すべき要因として、証拠との距離・立証の難易は原則としては入ってこないと考えるべきである。ただし、立証の難易において両当事者間の較差が著しい場合、それが法分野においての公平という法政策的観点に影響を及ぼすことがあるかもしれないが、なお、以上は、行為責任の観点から大きく一般的に立証責任の分配を考えた場合の議論であるが、各法分野における各種の立証責任の分配問題において何が基準となるかは、むしろその問題に即して考えなければ考えようのないところもあり、その意味で、以上のような一般的な議論は、あまり詳しい議論をしてもはじまらないという面も強い。

(9) 井上(治)・前掲(注(4))論文一〇七頁参照。

二 権利の帰属に関する問題

たとえば、貸金請求訴訟において、甲が乙から金を借り、乙はその貸金債権を指名債権譲渡の方法で丙に譲渡し、丙はこれを同じく丁に、丁はこれを同じく戊に譲渡したとし、戊が甲に対して貸金の返還請求をしたとする。

この場合、戊は、甲乙間の消費貸借の事実、乙丙間、丙丁間、丁戊間の各債権譲渡の事実をすべて立証しなければならぬとされている。

これに対し、手形金請求訴訟においては、たとえば、Yが受取人Aにあてて振出した約束手形が、A、B、Cにより順次裏書譲渡され、Xがこれを所持してYに対して手形金の支払請求をした場合、XはY—A、A—B、B—C、C—Xと裏書が手形面上形式的に連続している事実とこのような手形を自己が所持している事実を立証すればよく、Yが支払を拒もうと思えば、Yの方で、Xは実質的無権利者であることを立証しなければならぬとされている。すなわち、手形法一六条一項は、裏書の連続ある手形の所持人に権利者としての推定(形式的資格)を与え

ているが故に、これは法律上の権利推定であり⁽³⁾、したがって、この規定の要件がみたされれば立証責任が転換されて、Yの方で、Xが権利を取得する可能性のあるあらゆる原因につき、それが無いこと、手形上の権利取得原因には承継取得と善意取得があるから、この両方の原因がともにならないことの立証責任を負うというのである⁽⁴⁾。

確かに、この説明は、論理的にみると、法律上権利が推定されるということは権利の有無につき立証責任が転換されることではなければならず、権利の有無につき立証責任が転換される以上は、相手方の方で、権利が無いことの立証責任を負うはずであるという、ある意味では至極明快な論理展開をしているのであるが、しかし、この考え方は、手形法一六条一項の要件が満たされたかとみられる場合の結論を結論としてのみ採用し、同条項の立法趣旨に遡った解釈の余地を残さない点において、割り切りすぎの議論ではないかと私には思われる。すなわち、同条項が裏書の連続ある手形の所持人に形式的資格を与えるのは、手形面上になされた一つ一つの裏書がそれに対応する実質的な権利移転があったとの推定を生ぜしめて(外觀を呈して)いる(というか、むしろ手形取引の安全という法政策上その外觀を呈しているものと評価される)⁽⁵⁾——したがって、その集積としての裏書の連続に権利移転の外觀が生じている——からであると考えべきであり、⁽⁶⁾ そうだとすれば、たとえば、その中のある裏書が無権代理・偽造等実質的には無効なものであって、所持人がそのことを知って(または、知らないことにつき重過失があつて)手形を取得したのであれば、所持人にとってその裏書の部分の実質的権利移転の外觀が生じていたわけではないから、所持人に形式的資格を認める必要はないといえよう。そうすると、前記の例で、Yは、必ずしもXが承継取得も善意取得もしていないことの立証をしなければならぬものではなく、たとえばA↓Bの裏書につき、Xにとって実質的権利移転の外觀が生じていなかった旨の立証をすれば、一応Xの形式的資格を崩せると解すべきことになる。ただし、Xはこのような立証をされればもう形式的資格を得られないかという点、そうではなく、Xは、要は、直接の裏書人たるCが実質的権利者であるとの外觀が生じて取得したのであればよいのであるから、たとえ

ば、手形外の調査により、BまたはCが善意取得したとの外観が生じて取得した旨の立証をなせば、形式的資格は復活すると解すべきである。

これに対しては、Xが手形を取得した際に手形面上形式的に裏書が連続していた以上、BまたはCが手形を取得した際にも裏書が連続していたものと推定され、そうすると、Xは、BまたはCがむしろ善意取得しているものと推定して手形を取得してよいと解すべきではないかとの反論も予想されるが、そうではなく、Xは、むしろ、自分が手形を取得する際にA↓Bの裏書につき実質的権利移転の外観が生じなかったということは、B、Cが手形を取得する際にもその外観が生じたかは疑問ではないかと考えて取得すべきものである。これを要するに、このような場合通常Xはかなり疑惑のある手形を取得することになるといふべきであって、Xはこの疑惑解消のための手形外の調査義務を負うべきであり、その調査によりCが実質的権利者であるとの外観をきちんと生ぜしめた上で取得したのでなければ保護されないと考えるべきである。

ところで、Yは、Xが承継取得も善意取得もしていないことの立証責任を負うというのが通説であるが、判例（下級審判決を含めて）において、これに従った忠実な処理がなされているであろうか。

最高裁が通説の立場をとることを表明したとされている前掲注（4）の最判昭和四一・六・二一は、「手形法一六一条一項による推定を覆すためには、上告人（約束手形の振出人Y）において、本件手形が有効な振出および裏書により被上告人（所持人X）の所持に帰したものでない所以を主張立証するだけでは足りず、さらに手形法一六条二項本文による手形上の権利の取得もないこと、すなわち、同条項但書により、手形取得者に右の点に関する悪意または重大な過失があったことを併せて主張立証しなければならぬものと解する。」としており、判文上ややはっきりしないところはあるものの、一応通説のような立場をとることを判示したものと解せよう。しかし、この事実をみると、Yは、原審の口頭弁論終結時までに、そもそもXの悪意・重過失を主張・立証していない場合に関する

ものであって、たとえば前記の例において、Yは、A↓Bの裏書が実質的に無効であることにつきXに悪意・重過失があることは立証したが、B、Cがともに善意取得していない旨の立証ができなかったような場合に関するものではなく、たとえ、通説の立場をとることを表明したものであるとしても、事案との関連では傍論である。⁽⁷⁾

また、最高裁が本当に通説の立場をとるものであるかについて、疑問となるものとして、署名後盗難・紛失等のため署名者の意思によらずして手形が流通してしまった場合の署名者の責任に関して判示する最判昭和四六・一一・一六（民集二五卷八号一一七三頁）をあげることができる。そこでは、判旨は、「手形の流通証券としての特質にかんがみれば、流通におく意思で約束手形に振出人としての署名または記名押印をした者は、たまたま右手形が盗難・紛失等のため、その者の意思によらずに流通におかれた場合でも、連続した裏書のある右手形の所持人に対しては、悪意または重大な過失によって同人がこれを取得したことを主張・立証しないかぎり、振出人としての手形債務を負うものと解するのが相当である。」としており、傍論ではあるが、振出人が主張・立証すべき範囲として、所持人の悪意・重過失だけを予定し、それ以上のものを予定していないかのごとき判示をしているのである。これをもう少し詰めてみると、盗難・紛失等にかかる事故手形においては、それがどのような流通過程を経て所持人の手中に帰したのかはほとんどわからないのが現実であり（特に、この事案においては、受取人白地の手形が盗まれたものであり、手形の交付のみで流通する）、その流通過程において善意取得者が現れてその権利を所持人が承継取得している可能性のないことを、振出人に立証させることは、振出人にほとんど不可能なことを強いるものであって、逆にいえば、判旨の傍論の読み方としては、判旨の文言上の表現もさることながら、傍論とはいえ実際上ほとんど無意味に帰する判示は簡単にはなさないのであることから考えて、この判決は、振出人は所持人の悪意・重過失を主張・立証すれば一応足りるとの趣旨を判示したものと解せるのである。⁽⁸⁾

さらに、現に、下級審判決において、盗難・紛失等にかかる事故手形につき、所持人の請求を棄却するにあつ

て、所持人の悪意・重過失だけ、あるいは、所持人から遡ってその手形の流通過程が判明している範囲内の全ての取得者の悪意・重過失だけを認定し、それ以上とくに所持人の直接の前者の無権利を確実に担保できるだけの事情を認定しないで済ませているものがいくつみられることは、実務において必ずしも通説の立場に従った忠実な処理がなされていないことを示すものであり、これは、むしろその方が両当事者間の公平の観点からみて妥当であるとの感覚の表われではないかと私には思われるのである。

以上のようにみてきたとき、前記の例で、Yは、A↓Bの裏書につきXに実質的権利移転の外観が生じなかった旨を立証すれば、Xの形式的資格を一応崩せると解すべきであり、このように解することによって、とくに盗難・紛失等にかかる事故手形に基づく手形金請求事件において、所持人は果たして本当に保護に値する取得者なのかについて疑問に思われる場合が多くみられることに照らし合わせたとき、通説の硬直性を緩和することができ、より妥当な解決が得られるのではないかと思われるのである。⁽¹⁰⁾

以上は、裏書が連続している場合の立証責任関係の問題であるが、それでは、裏書が連続していない手形をXが所持する場合はどうなるであろうか。

これに関しては、たとえば、手形面上、Y—A、B—C、C—Xとなっている手形をXが所持する場合、通説は、Xは、AB間に実質的権利移転があった旨の立証をすれば裏書が架橋されて形式的資格を得られるとする。これに対し、手形法一六条一項は同条項が適用されるための要件事実として「裏書の連続」を要求しているのである。その裏書の連続の定義としては、手形の受取人から現在の所持人に至るまで手形の記載上裏書が間断なく連続していることをいうのであり、このことについては異論がないのであるから、裏書の連続に形式的な欠缺があるということは、同条項適用のための要件事実が欠けることになるのであって、たとえXがAB間の実質的権利移転の立証をしても、それだけではXに形式的資格を認める由はないとの反対説もある。⁽¹¹⁾

思うに、前述のように、手形法一六条一項の趣旨を、一つ一つの裏書の集積としての裏書の連続に実質的権利移転の外観ありとし、そこに形式的資格を認めるものと解釈すべきものとすれば、同条項適用のためには要件事実として「形式的な裏書の連続」がどうしても必要といった形式的解釈をしなければならぬものではなく、Xは、手形外の事情の調査等からA B間に実質的権利移転があったとの外観が生じた上で手形を取得したのであるとの立証をすれば、裏書が架橋されて形式的資格を得られると解すべきであろう。

(1) 裏書の連続の有無、ひいては、手形法一六条一項による権利推定（形式的資格）の有無については、手形面上形式的に判断されるべきであると考えられており（手形外観解釈の原則）、この点につき異論をみない。しかし、手形面上形式的に裏書署名が存在するだけで、それが真なる裏書署名であるとの蓋然性が高いとはいえないから、これを真なる裏書署名であると簡単には推定するわけにはいかないであろう。このような推定をするには、手形流通の促進という法政策的観点からの解釈に俟たねばならないと思われるが、いかに法政策的観点を加えても、本文の例で、Xが支払請求している相手方たるYの署名、および、Xが手形面上の裏書署名を特定の人格のためにする署名と知って手形を取得した場合においては、その署名（仮にBの署名）については、手形面上形式的に裏書署名が存在するだけでは、それが真なる裏書署名であるとの推定を与えることはできないと考えられる（このあたりの私の議論について詳しくは、伊沢和平「手形外観（客観）解釈の原則の妥当領域」八十年代商事法の諸相（鴻還暦）注（30）参照）。

このように解すると、Xが権利推定を受けるには、Y、A、B、Cの署名らしきものが手形面上形式的に存在し、それが裏書の連続の形相をそなえているだけではならず、Y、Bの署名については、三(四)で後述するような署名の真なる成立が推定されるような事情をXが確認した上で手形を取得した場合でなければならないと思われる。これが立証責任にどのような現われるかをみると、Yの署名については、XはYに請求する以上は特定のYなる具体的人格のためにする署名と知って取得した場合でなければならないと考えられるから、まずXの方で、Yの真なる署名の成立が推定される事情を確認した旨の事実の立証をしなければならないと解され、Bの署名については、Yが、Xは特定の具体的人格Bのためにする署名と知って取得したものであることを立証した場合に限り、Xは同様の立証をしなければならないと解され、Cの署名については、Xは自己への直接の裏書である以上、通常は特定の具体的人格たるCのためにする署名と知って取得しているものと考えられるから、Xが、通常の取得ではないこと、たとえば、仲介者を通して割引に依じただけであって、Cなる特定の具体的人格のためとする署名であることを知らないで取得したことの立証をしないかぎり、Xは同様の立証をしなければならないと解される。以上のような立証を始めてXは形式的資格を認められると解される。なお、このように解すると、Xにかなりの負担を強いることになり、手形流通の促進を害するのではないかとの危惧がありうるかと思われるが、Xは、Yの署名については、調査して取得すべきは当然であり、Bの署名に

つては、特定の具体的人格のための署名と知って取得したのであり、それも、Yの方のその旨の立証を俟ってはじめてXの立証責任が生ずるものであり、Cの署名については、特定の具体的人格として認識した直接の相手方のためにする署名であればそれほど立証がむずかしいとも思われず、全体として、Xにそれほど不当な調査義務を課すことになるとは思われない。

以上のように私は解するが、この私の立場は特殊な立場であり、以下の本稿の論述は、一応異論なき通説の立場に従って、手形面上形式的に裏書が連続している手形を所持していれば形式的資格が一応認められることを前提としてこれを進めていきたい（以下において私が論じた問題に関する限り、通説の立場に立つて論述を進めても、特に支障はないかと思われる）。

(2) 裏書の連続の有無、ひいては、形式的資格の有無の判断時点については、事実審の口頭弁論終結時であるとするのが多数説（鈴木竹雄「手形裏書の抹消」法協五〇巻一号三七頁注一〇、前田庸・判批、法協七六巻四号四九四頁、最判昭和三二・一二・五民集一一巻一三三二〇六〇頁（ただし、原告たる隠れた取立委任裏書の裏書人が、手形を受戻した後自己の裏書を抹消せずに訴を提起し、被告たる振出人より裏書の連続の欠缺の抗弁を主張されたので、自己の裏書を抹消して手形を提出した場合に関するもので、抹消権限を有する者が抹消した場合に関するものである）、等）であるが、本文で後述するように、裏書の連続ある手形の所持人に形式的資格を与えるのは、手形流通の促進のため取引の安全の観点から認められるものと解すべきであり、そうだとすれば、手形取得時と解すべきことになろう（被告から、原告が手形を取得する時点においては裏書は連続していなかった旨を立証されれば、原告の形式的資格は崩れるという意味になる）（古瀬村邦夫「裏書の連続」手形法・小切手法講座3一一〇頁、大阪地判昭和四九・一・三〇判時七四一号一〇六頁、千葉地判昭和五五・二・二六判時九七一号一〇五頁、等）。本稿の論述も、判断時点は手形取得時と解することを前提にこれを進めていく。

(3) 法律上の権利推定の意義については、兼子一「推定の本質及び効果について」法協五五巻一二号二二二頁以下参照。

(4) 坂井・前掲書五二頁以下、一一三頁以下、西島梅治・判批、民商五六巻二号二六〇頁以下、等。なお、最判昭和四一・六・二二民集二〇巻五号一〇八四頁参照。

(5) 裏書に資格授与的効力が認められることの根拠としては、従来、裏書人が裏書の記載をして手形を被裏書人に交付すれば、裏書の権利移転的効力によって被裏書人は手形上の権利者となるから、これを裏返して、裏書の記載上被裏書人たる者が手形を所持しているときは、この者を権利者と認めても大多数の場合真実に合致するという意味での蓋然性に基づくのであるという説明がなされている（鈴木竹雄・手形法・小切手法二三三頁、古瀬村・前掲（注（2））論文五九頁、等）。しかしながら、注（1）でも前述したように、手形面上形式的に裏書署名が存在するだけで、それが真正な裏書署名であるとの蓋然性が高いとはいえないと思われるから、単に裏書の記載上被裏書人たる者が手形を所持しているだけでは簡単には資格授与的効力を認めるわけにはいかず、そのためには、手形取引の安全という法政策上の観点からの評価を俟たねばならないと思われる。

(6) 鈴木・前掲書二三三頁、二三九頁、古瀬村・前掲（注（2））論文六三頁、等。これに対し、坂井・前掲書一〇〇頁以下は、本文のよう

な裏書の連続についての解釈は手形法一六条一項が立法された実質的裏付けではあるが、それは法文の表現とあまりにもかけ離れた解釈であり、同条項自体は、手形を全体として観察して裏書の連続ある手形所持人につき直接権利帰属についての法律効果を規定したものと解する外はないとするが、そのように形式的に解釈せねばならないものではないであろう。なお、この裏書の連続の捉え方に関する見解の対立は、裏書の連続がどこか欠けている場合の法律効果をめぐってのものであり、この問題については本文で後述する。

(7) なお、この事案は、Xが、手形面上は受取人ではないが、実質的には受取人であることが認定されているとみられる場合であって、Xの形式的資格を云々する必要のない場合に関するもので、その意味でも判旨は傍論である。

(8) なお、判旨は、交付欠缺の場合の振出人の手形債務の成否について直接には判示したものと解せるが、交付欠缺の問題は手形行為の成立に関する問題であって、当然手形上の権利の帰属の問題にも関連するものであり、権利の帰属の問題についての判示も当然含むものと解される。

(9) 東京地判昭和三七・五・一五判時三〇二号二九頁、東京地判昭和四六・四・七判時六三八号九六頁(この控訴審たる東京高判昭和四七・四・一四判時六六八号八二頁は、あるいは通説の立場に立ってか、手形面上の受取人以後のすべての取得者につき、悪意・重過失を認定して請求を棄却しているが、受取人欄白地のままで盗取された事案であり、仮に通説の立場を忠実に守るのであれば、手形面上受取人とされている者の無権利をきちんと認定しなければならず、この点が必ずしもはっきり認定されていないところからみて、この判決は、むしろ結果的には通説の立場には立たない判決となっているように思われる)、大阪高判昭和五六・五・二九判時一〇二三号一一四頁。

(10) なお、Xの形式的資格を崩すためにYが立証すべき範囲に関するこの問題と類似する問題として、前記の例で、たとえば、YがAに対して人的抗弁を有していて、手形法一七条但書にいわゆる悪意の抗弁をもってXに対抗しようとする場合、YはXの悪意を立証するだけでよいが、そうではなく、B、C、Xすべての悪意を立証する必要があるかの問題がある。この問題については、中間に善意者が介在する場合、所持人はその善意者の地位を承継すると考えるのが通説・判例(鈴木・前掲書二四五頁、最判昭和三七・五・一民集一六卷五号一〇一三頁、等)であることから、Yは、B、C、Xのすべての悪意を立証しなければならないと一般には考えられているかと思われる(坂井・前掲書二四六頁)。これに対しては、このように解したのでは、主張・立証責任の公平な分配という観点からみて不当であること、人的抗弁の対抗問題は、権利ないしは地位の承継の問題ではないはずで、したがって、権利の帰属の問題と異なり、個々の取得者ごとに個別に考えるべき(人的抗弁の属人性)問題であること、等を理由に、善意者が中間に介在しても所持人はその地位を承継するものではなく、YはXの悪意のみを立証すればよいとの反対説もある(安倍正三「手形所持人の前者の善意と人的抗弁」判タ二七四号四五頁以下、田辺光政・手形流通の法解釈一四五頁以下、等)。

思うに、所持人Xは善意者の地位を承継するか否かについては、XとYの間に直接の人的関係が認められ、それに基づきXはYに対して手形の返還義務を負うことが肯定されるような場合であればともかく、単に、YA間の人的抗弁の存在につき悪意で取得しただけでは、Xをと

くに非難するにはあたらず、Yに對する請求を認めてよいと思われ、その意味では、Xは善意者の地位を承継するものと考えてよいと思われる。ただし、立証責任の問題については、手形法一七条が人的抗弁の切断を規定するのは取引の安全を考慮してのことであるから、本文の権利帰属の問題と同じく、取引の安全から正当に要請される以上にXを保護する必要はなく、Yは、YA間の人的抗弁の存在についてのXの悪意を立証すれば一応足り、Xの方でBまたはCの善意を立証しなければならぬと解される（なお、人的抗弁（原因関係上の人的抗弁）の問題は、従来、手形行為の無因性を理由に、権利帰属の問題とは無関係な問題とされてきたが（近時のいわゆる有因説を別として）、實際問題として、原因関係も手形行為を含めた一体としての手形取引の一環をなすものである以上、手形行為は（債務負担の面も含めて）有因と解すべきであり、そうだとすれば、ほとんどの人的抗弁は権利帰属の問題にも同時に関係してくるもので、この私の立場からすれば、立証責任に関する本文の権利帰属の問題とこの人的抗弁の問題が同様に解されるべきであることはむしろ当然といふことになる（なお、この手形行為の有因・無因の問題については、詳しくは後日発表することを期したい）。なお、この人的抗弁に関する立証責任の問題については、市瀬健人「人的抗弁」実務大系二二七三頁以下が問題点の指摘を含めて、論点を要領よく整理し、解説している。

(11) 坂井・前掲書九六頁以下。ただし、この説も、裏書断絶直前の部分までは裏書の連続による権利推定を利用しうることを認め、Xは、Aから自分までの実質的権利移転過程を立証すればよいとする（同・一〇五頁）。

三 義務の存在に関する問題

(1) 文書の真否

約束手形の所持人Xが、振出人らしきYに對して、手形面記載の文言通りの責任を追及するには、私文書たる手形が真正に成立した（Yを含めて権限ある者によって記載がなされた⁽¹⁾）ことが原則として必要である。これに関しては、民事訴訟法三二六条が「私文書ハ本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキハ之ヲ真正ナルモノト推定ス」としており、この規定は、署名または捺印が本人または代理人の意思に基づく真正なものであるときは、それによつて覆われる私文書の記載内容は本人または代理人の意思に基づく真正なものであると推定するとの趣旨であるとされており、したがつて、Xは、振出人の署名（記名捺印を含めての概念として用いる）がYの真正な署名であれば、手形面の記載内容につき、それが真正なものとの推定を受けてYに請求できることになる。

そこで、Yの署名の真否であるが、これについては、XがYの署名の真正について立証しなければならぬとされている。これは、Y名義らしき署名が存在するだけでYの署名の真正を推定するわけにはいかないことに基づくものであり、異論はない。ただし、Xは立証責任を負うといっても、記名捺印の場合、最判昭和三九・五・一二（民集一八巻四号五九七頁）は、「文書中の印影が本人または代理人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当であり」としており、実務はこの判旨に基づいて動いているようであるから、これに従えば、Xは当該印影がYの印章により顕出されたものであることを立証すれば、事実上の推定を受けることができ、今度はYの方に、その捺印は盗捺されたものである等の反証をする必要性がでてくることになる。

しかし、Xは当該印影がYの印章により顕出されたものであることを立証すれば、それで一応足りるとしてよいであろうか。確かに、Yの（所有する？）印章により印影が顕出されたということは、Y自身が押捺したか、Yが第三者をしてこれを押捺させたか、であることがある程度の蓋然性をもって推測しうるとはいえよう。⁽³⁾しかし、いやしくも、手形でもってYに請求しようという以上、Xは、手形を取得する際の一般的義務として、Yの真正な署名であるとの外観は少なくとも生じさせた上で取得しなければならぬと解すべきであるのに対し、XがYの印章による印影であることを確認して手形を取得しただけでは、Yの真正な署名であるとの外観が生じて取得したとは手形取引の実情からして当然には評価されないであろう。というのは、手形に押捺する印章は、当座勘定取引契約に基づき銀行に届け出ている銀行取引印を用いるのが普通であり、単なる認め印を用いることはほとんどないからである。ただし、認め印であっても、Yが以前に他の手形に署名するにあたって用いたことのある印章であれば、その印章はYにとって手形取引上管理義務を課される印章となっておりと考えるべきであるから、Xはこのことを確認した上で取得すれば、Yの真正な署名との外観が生じた上で取得したとされてよいであろう。以上要するに、

Xには、Yの銀行取引印・実印等、Yに手形取引上管理義務が課される印章による印影であることの立証をすべき責任を課してもおかしくはないと考えられるところ、他方、Yについてみれば、いかに自分の印章であるといっても単なる認め印についてまで手形取引上の管理義務を課される筋合いではなく、自分の単なる認め印による印影であることを立証されたからといって、ただちに自分の方で盗捺等の事実の立証をすべき行為責任を課される筋合いではないと考えられるのである。このように考えると、Xは、Yが手形取引上管理義務を負う印章による印影であることを立証しなければならぬと解すべきで、このような立証があれば、今度はYの方で、盗捺等の事実の立証（たとえば、手形に捺印がなされた時点以前にその印章が盗難・紛失等によって失われていた事実の立証）をしなければならぬと解すべきである。これに対しては、自分の認め印であれば、盗捺等の事実を窺わせる事情を立証することは容易なはずではないかとの反論も考えられるが、この場合、立証が容易か否かということと、予め立証責任を課されるか否かということとは、一応区別されるべきであろう。

なお、以上はYの署名が真正であるか否かの立証をめぐる問題であるが、仮にYの署名が真正でなかった（Yを含めて権限ある者によってなされなかった）としても、Yの真正な署名らしきものが作出されるにつきYに帰責事由が認められれば、Yは表見責任を負うべきであるが、XがYの表見責任を追及した場合の立証関係はどうなるであろうか。

Xは表見責任を追及する以上、手形の記載内容がYの意思に基づく真正なものであるとの外観が生じた上で手形を取得した旨の立証をしなければならぬ。その場合、Yの署名は真正でないから、Xは民事訴訟法三二六条の規定に直接には頼ることはできないであろう。しかし、Yの真正な署名であるとの外観が生じて手形を取得した旨の立証をすれば、通常は手形の記載内容もYの意思に基づく真正なものとの外観が生じて取得したであろうとの推定を受けるであろう（同条の類推適用といってもよからう）から、Xはこの旨の立証をすれば一応足りると解される。⁽⁵⁾

そして、このような立証がなされると、Yの真正な署名との外観が作出されるにつきYに帰責事由があったのではないかということが通常は推定されることになるであろうから、今度はYの方で、外観が作出されるにつき自分に帰責事由のなかったことを立証しなければならぬことになる。⁽⁶⁾

(2) 変造・白地補充権の濫用

(1)で述べたように、Yの署名が真正であれば、民事訴訟法三二六条により手形面の記載内容も真正であることが推定されるが、変造あるいは白地補充権の濫用の事実があれば、Yは記載文言通りの責任を必ずしも負わないことになる。ところで、これらをめぐる立証責任関係の問題については、最判昭和四二・三・一四(民集二二卷二号三四九頁)があり、そこでは、とくに、変造の場合の原文言、あるいは、白地補充権の濫用の場合のもともとの補充権の内容について、真偽不明により立証責任によって判決をしており、特殊な事例を提供している。そこで以下、この事例を参考にしながらこれらの問題を考えていきたい(この事案は複雑であるが、これらの問題を考えるにつき必要と思われることに限定し、かなり簡略化して説明する)。

△事実の概要▽ 被告Y(被控訴人・上诉人)は、昭和三四年二月一七日被告が経営していた甲会社と被告の共同振出し名義とした約束手形を五通作成し、これをA会社に交付したが、これらの手形には、金額欄のかなり下方と支払期日欄に、鉛筆でそれぞれ次の記載がなされていた。

(イ)	164,200	34	3	7
(ロ)	125,300	34	3	12
(ハ)	132,450	34	3	22
(ニ)	140,000	34	3	23
(ホ)	250,000	34	4	26

これらは、甲会社がA会社にあてて振出した別の約束手形五通の不渡に備えて振出されたものであって、右の記載はこれ

らの約束手形五通の記載内容に対応する内容を補充するための心おぼえとしてなされたものであった。

原告X（控訴人・被上告人）はA会社からこれらの手形の交付を受け、(イ)、(ロ)、(ハ)の三通のうちのどれか一通（どれであるかは法廷に現われた証拠によっても結局判明しなかった）の鉛筆書きによる記載を抹消し、金額欄にXの有する甲会社の不渡手形の合計金額七一万六、五一四円を、支払期日欄に昭和三四年二月二五日と記入し、この手形によりYに対して支払を請求した。

原審（大阪高判昭和三九・六・一五高裁民集一七卷五号二六一頁）は、この手形は、金額の記載については、白地（手形）として振出されたものとみるべきであるとし、支払期日の記載については、鉛筆書きではあるが、白地ではなく確定的に記載されて振出されたものとみるべきであるとした上で、金額については、Xにより白地補充権が濫用されたもので、もともとの補充権の内容についての立証責任は、濫用の事実を主張するYにあるとし、また、支払期日については、Xにより変造されたもので、原文言の立証責任は、変造の事実を主張するYにあるとして、結局、(イ)、(ロ)、(ハ)三通の手形のうち、金額については、Yにとって最も不利益な(ハ)の二五万円の責任を、支払期日についても、同じくYにとって最も不利益な(イ)の昭和三四年三月七日としての責任をYに対して認めた。

△判旨▽ 「約束手形の支払期日（満期）が変造された場合においては、その振出人は原文言（変造前の文言）にしたがつて責を負うに止まるのであるから（手形法七十七条一項七号、六九条）、手形所持人は原文言を主張、立証した上、これにしたがつて手形上の請求をするほかはないのであり、もしこれを証明することができないときは、その不利益は手形所持人にこれを帰せしめなければならない。

本件につき原審が確定したところによれば、本件手形は、Yが、支払期日をそれぞれ(一)一通は昭和三四年三月七日、(二)一通は同年三月一二日、(三)一通は同年四月二六日として振り出した合計三通の約束手形のうちのどれか一通につき、手形の取得者であるXにおいて、その支払期日の記載を昭和三四年二月二五日と変造したものであることは明らかであるが、いずれの一通につき変造がなされたものであるかは不明であるというのである。しからば、本件手形の支払期日が変造にかかると

のであることは証明されたが、その変造前の原文言が前示(一)ないし(三)のいずれであるかは証明することができなかったのであるから、前に説示したところにしたが、原文言が判明しないことによる不利益は、手形所持人であるXにこれを帰せしめなければならないこととなる。

しかるに、原判決は、右と異なり、変造前の原文言は振出人たるYにおいてこれを証明することを要し、これを証明することができないときは、その不利益はYにこれを帰せしめるべきであるとしているのであるから、原審の右判断には、所論のごとく、立証責任を誤った違法がある……。

手形金額を白地として約束手形を振り出した者は、その手形につき、合意により予定された金額をこえる金額を手形金額とする補充がなされた場合においても、右違反をもつて手形の取得者に対抗しえないのを原則とし（手形法七七条二項、一〇条本文）、ただ例外として、(一)手形を取得した者において右補充が合意に違反してなされたものであることを知り、もしくは重過失によりこれを知らないでこれを取得したとき、または、(二)合意の内容を知り、もしくは重過失によりこれを知らないで手形を取得した者が、合意に違反する補充をしたときには、振出人は、右合意により予定された金額の限度において手形上の責を負うに止まるのである。したがって、右(一)または(二)の事実の主張、証明がないときは、これによる不利益は振出人にこれを帰せしめなければならない。

本件につき原審が確定したところによれば、本件手形は、Yが、手形金額欄の欄外に算用数字をもつて(一)一通には一六四、二〇〇円、(二)一通には一二五、三〇〇円、(三)一通には二五〇、〇〇〇円とそれぞれ鉛筆書きをして振り出した合計三通の約束手形（右各鉛筆書きにより、右各手形の手形金額につき、右各金額の限度における白地補充の合意がなされたものと認められる。）のうちいずれか一通につき、手形の取得者であるXにおいて、右鉛筆書きの部分を利用して手形金額欄に七一六、五一四円と記入したことは明らかであるが、それが右三通のうちいずれの一通であるかは明らかでないというのである。しかるに、本件手形の右補充は、補充に関する合意の内容を知つて手形を取得したXが右合意に違反してしたものであることまでは証明されたが、右合意による補充の限度が前示(一)ないし(三)の金額のいずれであるかは証明することができな

つたのであるから、前に説示したところにしたがい、補充の限度につき証明を尽すことができなかつた不利益は、手形振出人であるYにこれを帰せしめなければならないこととなる。されば、右と同趣旨のもとに、Yは右(一)ないし(三)の金額のうち自己に最も不利益のものを限度として手形上の責を負うべきものとした原判決は正当であり、立証責任を誤つた違法はな
い……。」

まず、支払期日の記載の変造⁽⁷⁾について。

Yが変造の主張をする場合、それは訴訟法上は抗弁ではなく、否認であり、したがって、この場合変造についての立証責任の問題は起らないとの主張がある⁽⁸⁾。すなわち、Xが主張・立証しなければならぬ要件事実は、Yがどのような支払期日の記載をして振出したかであるから、この点についてはあくまでもXが立証責任を負うのであって、Yの変造の主張・立証行為は、Xの主張事実が認定されそうな場合にそれを阻止するための立証の必要性の問題にすぎないというのである。

確かに、「立証責任」を、主要事実について存否不明の場合にその事実を主張する当事者の不利益として捉え、この場合Yがどのような支払期日の記載をして手形を振出したかが主要事実であると考えれば、論理的にいつてそのようなようになるであろうが、注(4)でも前述したように、行為責任の観点から立証責任を捉えた場合、立証責任と立証の必要とを区別すべき理由はなく、⁽⁹⁾変造についての立証責任を問題としてもいっこうにさしつかえない。この問題につき、従来商法学者は、手形の外形に異状がない場合には、所持人は一応現文言に従って請求することができ、債務者がこれに対し現在の文言による責任を免れようと思えば、自分の署名後に変造が行われた事実を証明しなければならぬのに対し、手形の外形上記載の変更がわかる場合には、債務者は一応現在の文言に従って責任を負う必要がなく、従って所持人が現在の文言による責任を問うためには、債務者が変造後に署名したものであることを証明しなければならぬとしてきた⁽¹⁰⁾。そして、私も、行為責任の観点からみた場合、だいたいこれでよいので

はないかと考えるが、若干補足する。まず、手形の外形上異状が認められるとするか否かは、記載の変更がわからない場合、および、わかる場合であっても債務者の訂正印が押捺されている場合は、異状はなく、記載の変更がわかり訂正印の押捺もない場合は異状があると一応認めるべきであろう。そして、異状のない場合のうち、記載の変更がわからない場合は、債務者は自分の署名後に記載の変更がなされたことを立証すれば、蓋然性からして、それが無権限者によるもの（変造）との推定を受けると解してよいであろう。また、訂正印が押捺されている場合は、債務者は自分の署名後に記載の変更が無権限者によりなされた旨の立証をしなければならぬであろう。ところで、以上両場合において、変造である旨の立証がなされたとしても、変造されるにつき債務者に帰責事由がある場合は、表見責任（現文言による）を負うべきである⁽¹¹⁾。そして、手形の外形上異状がない以上は、所持人の善意および債務者の帰責事由（記載の仕方の問題があったのではないか等）が推定されると解すべきであるから、債務者は、所持人が現在の記載を信頼して取得したのではないこと、または、変造されるにつき自分に帰責事由のなかったことを立証しなければならぬと解すべきであろう。これを本事例についてみると、外形上異状は認められない場合のようであるが、変造が認定され、鉛筆書きというYの記載上の帰責事由が認められるが、Xは自ら変造したものであり、Xが現文言を信頼して取得したものでないことが立証されているから、Yは現文言による責任を負わないことになる。

ついで、手形の外形上異状が認められる場合は、所持人は、債務者の本来的な責任（表見責任でなく）を追及する場合、変造でないこと（ないしは変造後に署名したこと）を立証しなければならず、表見責任を追及する場合は、異状が認められる以上、所持人は調査をして権限ある者による記載の変更（ないしは変更後に署名したこと）との外観が生じて手形を取得した旨の立証⁽¹²⁾をしなければ、現文言による請求はできないと解すべきであろう。

以上は、XがYに対して現文言により請求できるか否かの問題であるが、本事例はそれはできないことが認定されており、次に、Xは現文言により請求できなくても、原文言により請求はできるので（手六九条）、原文言の立証

責任が問題となる。

この問題については説がかなり分れている（大別して四説）⁽¹³⁾が、第一説は、手形の外形上異状がない場合はYが立証責任を負い、異状がある場合はXが立証責任を負うとする。⁽¹³⁾第二説は、変造の事実がYが立証責任を負うが、変造の事実が立証された以上、Xはあらためて原文言に従ってYの責任を追及するのであるから、何を請求するかについて自ら立証する責任を負担すべきであるとする。⁽¹⁴⁾第三説は、もともとXはYの署名当時の手形の文言について立証責任を負うのであるから、Xが当然原文言の立証責任を負うとし、⁽¹⁵⁾本件の最高裁の判旨もこの立場かと思われる。第四説は、Yが手形債務を負うことは決まっているのであり、ただどのような文言による債務であるかが立証されていないにすぎない、あるいは、高度の流通証券としての手形の特異性より立証責任に関する一般原則が変容を受けるのであるといった理由でもって、原文言の立証責任はYにあるとし、⁽¹⁶⁾原審の立場をとる。

思うに、行為責任の観点からみた場合、本件事案に関する限り、原文言の立証責任はXが負わねばならない。なぜならば、X自身が変造したのであり、原文言が不明となった責任はXがとるべきであるからである。⁽¹⁷⁾本件についてはこれで決まりであると思われるが、一般的にはどうなるであろうか。手形の外形に異状がある等Xが現文言に頼るべきでない場合（Yに現文言による表見責任を負わせるためのX側の要件を満たさない場合）は、Xに原文言の調査義務を課すべきであるから、Xに立証責任ありとしてよいであろう。問題は、手形の外形上異状がない等Xが現文言に頼るのもっともであるという場合に、なおかつ第三者により変造がなされていた場合である。⁽¹⁸⁾この場合、XYどちらの当事者に対しても原文言の立証を期待するのは無理ではないかとの考えも浮かぶが、一応、変造の事実が立証された以上Xが立証責任を負うべきではないかと考える（第二説）。⁽¹⁸⁾というのは、手形も一つの文書であって、署名と記載内容が結びついていなければ意味がなく、変造の事実が立証されてYの署名と記載内容の結びつきがこわれた以上、Xは改めてYの署名と結びついた原文言を立証すべきことを期待されても仕方がないので

はないかと考えるからである。この点、変造の場合と、無権代理・偽造の場合とで質的な差異はないように思われる。これに対しては、第四説の述べるように、手形の高度の流通証券性を考慮すべきであるとの反論もあるが、手形取引の安全は原則としてYに帰責事由がある場合にXにそれに対応する信頼が生じた場合に限られるべきであり（Yに帰責事由があればこの場合現文言による表見責任を負う）、Xが原文言を信頼したのではない本問題のような場合、手形取引の安全により解決されるような種類の問題ではなからう。また、原文言の立証は、Yにとってはさして困難なことではないが、Xにとっては不可能に近いのではないかとの反論もあるが、Yに通常期待できる立証を求めるともかく、立証責任を課すのは、本件事案のように立証不可能な場合もありうることであり、適当ではなからう。

次に、金額に関する白地補充権の濫用について。

この問題に関する従来の議論はややわかりにくい⁽¹⁹⁾が、次のような議論がなされる。すなわち、補充権の性質について、(A)それは具体的な内容を盛られた権利でなければならぬと解すると、立証責任関係は、Xが、(i)補充権授受の当事者間においてなされた具体的約定、(ii)補充権が濫用され不当補充がされたこと、(iii)補充権濫用につきXに悪意重過失がないこと、をすべて立証しなければならぬことになるはずであり、(B)それは内容的には無制限ないわば抽象的な内容の権利であると解すると、逆にYが、(i)(ii)および(iii)補充権濫用につきXに悪意重過失があったことの立証をしなければならぬ⁽²⁰⁾。そして、(B)説をとって、補充権の濫用におけるもとの補充権の内容の立証責任（(i)の立証責任）はYが負うべきであるとし、最高裁および原審の立場を支持する説が有力である⁽²¹⁾。

しかしながら、この問題はこのような補充権の性質についての理論により解決すべき問題ではなく、XYの両当事者にどのような行為責任を認めるべきかの観点からみるべきである。この観点からみた場合、本件事例に関する限りは、Xが補充権を濫用してももとの補充権の内容を不明としたのであるから、Xが立証責任を負うべきであ

(22)

本件はこのように解すべきであるが、一般的にはどのようなようになるであろうか。まず、Xが手形要件として記載してある現文言により請求した場合、Yは白地手形として振出したという帰責事由が常に認められるから、Yの方で、白地手形であること、補充権が濫用されたこと、補充権の濫用につきXは悪意重過失により手形を取得したこと、をすべて立証しなければならぬであろう。ただし、Xの悪意重過失については、Yの方で、Xが白地のままで手形を取得した旨の立証をすれば、今度はXの方で、手形外の調査等から現文言を補充してもよいとの外觀が生じた(悪意重過失がなかった)上で手形を取得した旨の立証をしなければならぬと解すべきであろう。次に、Xが補充権の濫用につき悪意重過失により手形を取得した旨が立証され、Xは現文言により請求できなく、もともとの補充権の内容に基づいて請求した場合、Xは補充権濫用につき悪意重過失があった以上、もともとの補充権の内容につき調査して取得すべきであるから、これについてはXが立証責任を負うと解すべきであろう。⁽²³⁾そして、Xが白地のままで手形を取得した場合は、通常この立証責任を負うであろう。最高裁は、このもともとの補充権の内容についての立証責任の問題についても、手形法一〇条を問題とするようであるが、同条は、外觀を信頼したXとの関係でのYの表見責任について規定するものであって、Yに白地手形として振出したという帰責事由があるからといって、この問題についてまでYが不利益を受ける筋合いではなからう。

以上において、行為責任の観点から手形金請求における立証責任の分配を検討したが、私の述べた分配は、実際の訴訟における立証活動の割当に比較的近いものではないかと思われ、その意味で必ずしも現在の実際の訴訟のあり方をそれほど問題とするものではないが、ときとして、事実の存否不明の場合を出発点とする立証責任概念の建前からくる悪影響により、妥当な結論を誤ったのではないかと思われる判決がでていることを見ると、もっと正面から行為責任の観点からする立証責任の分配を考えていくべきであると考える次第である。

(1) 「文書の真否」という場合、手形訴訟における証拠方法の制限に関して規定する民事訴訟法四四六条三項にいわゆる「文書の真否」の概念に代理・代行権限の有無が入るかについては議論のあるところであるが(座談会「手形訴訟をめぐって」民商五〇巻一号五五頁以下、石川

善則「証拠制限」実務大系2三二二頁、参照）、本稿では、代理・代行権限の有無を含む概念として用いる方が議論がしやすく支障もないので、これらも含めた意味で用いる。

(2) 滝沢孝臣「手形署名の立証責任」実務大系2三二九頁以下、等。

(3) 坂井・前掲書二六九頁。

(4) なお、従来、捺印の真正（民訴三二六条適用のための要証事実）についての立証責任はXが負うので、Yの側の盗捺等の事実の立証は、捺印が真正であることについての裁判官の心証形成を阻止しうる程度（Xの立証により生じた事実上の推定を動揺させる程度）、すなわち反証でよいとされている。しかしながら、行為責任の観点から立証責任を捉えた場合、Yの立証すべき事実を抗弁事実であるとして立証を本証と位置づけるか、あるいは反証と位置づけるか、の区別をする必要はないであろう。すなわち、このように本証か反証かという形式的基準で行為責任の程度を区別するのは適当でなく、また、実際の裁判においても、判決文を書くときの建前はともかくとして、本証と反証により立証の程度に差があるものと本証に取扱われているのかについては、むしろ疑問に思われるからである（事実上の推定の証明力（逆からいえば、反証の必要性の程度）について、これを軽視すべきでないことを指摘するものとして、賀集唱「事実上の推定における心証の程度」民訴雑誌一四号四〇頁以下がある）。

(5) この結果は、Yの署名者としての本来的な責任（表見責任ではなく）を追及する場合とほぼ同じになるが、Xが表見責任を追及する場合は、このような立証をなさなければならないのは当然と考えられるのに対して、Yの署名者としての責任を追及する場合は、必ずしも当然ではなく、両当事者にどの程度の行為責任を課するのが適当かを少しく検討した上ででてくる結論であって、両者は結果的にはほぼ同じになるとしても、その理由において意味内容が異なる。

(6) Yは、Yの真正な署名との外観が作出されるにつき帰責事由がなかったことの立証ができなくても、手形の記載内容が真正との外観が作出されるにつき帰責事由のなかったこと（たとえば、変造がなされるにつき帰責事由のなかったこと）を立証すれば、記載内容通りの責任を負われないと考えられるが、この問題については次の(7)参照。

(7) 支払期日欄に記載されているとはいえ、鉛筆書きは通常の手形取引においてはなされないものであるから、支払期日欄の記載は白地とみるべきであるとの説が有力である（谷口茂栄・判批、金融法務三九一号二七頁、竹内昭夫・判批、法協八五巻三号四一〇頁以下、等）。私も、原審が、Yの主観的意思としては白地とする意思であった旨の認定をしていることからして、支払期日は白地の手形として振出されたものと考ええる。ただし、鉛筆書きの記載は客観的にみて常に白地と評価されなければならないものではなく、確定的記載があるものと考えて行動する者（Yの意思につき、いわば、善意の第三者）が存在する余地も残すべきであるから、たとえば、鉛筆書きのまま所持人が支払呈示してもその呈示は有効と解すべきである（竹内・前掲判批四一二頁参照）。本件の事案に即すれば以上のように考えられるが、以下本文では、原審の認定に従って、支払期日について確定的な記載があり、Xがそれを変造した場合として考えていく。

- (8) 坂井・前掲書一八〇頁以下、岸本昌己・判タ一九五号四七頁、鴻・前掲(一注)(1)二三三頁、等。
- (9) 実務家の中にも変造を抗弁とみるべきであるとするものもあり(村松俊夫「手形訴訟においての若干の問題」会社と訴訟下(松田在職)九九一頁以下、西理「変造の主張」実務大系二一八六頁)、これは、私には、変造をめぐる立証関係が坂井説のように論理的に割り切れるものではないことを示すものであるように思われる。
- (10) 鈴木・前掲書一六九頁、等。
- (11) 伊沢孝平・手形法・小切手法一六五頁、前田庸・商判研昭和三五年度一九事件、鈴木竹雄「手形の偽造・変造」判例手形法小切手法(伊沢還曆)一三五頁、等。
- (12) この外観は、通常、債務者に帰責事由があるとの外観でなくてはならないから、逆に、この旨の立証があった場合は、債務者の帰責事由が通常推定されることになろう。
- (13) 菱田政宏「手形の変造・抹消」手形法・小切手法講座1二七六頁、等。
- (14) 塩田親文・判批、法律時報三七卷八号八二頁、等。
- (15) 坂井・前掲書一八六頁、岸本・前掲(注)(8)四七頁、奈良次郎・本件解説、法曹時報一九卷七号一三七五頁以下、井上繁規「手形小切手金請求訴訟における立証責任」実務大系2四〇一頁以下、等。
- (16) 竹内・前掲(注)(7)判批四一六頁以下、村松・前掲(注)(9)論文九九一頁以下、森本・前掲(一注)(1)論文一七三頁以下、等。
- (17) 塩田・前掲(注)(14)判批八二頁、村松・前掲(注)(9)論文九九一頁。
- (18) 無理であるとする、どちらにも不利益にも判決することができず(前掲一注(4)の佐上論文八八頁、佐藤論文六三〇頁、竜崎論文一一八頁以下、参照)、却下判決にでもなるであろうか。このような処理も、当事者にボールを投げ返し、当事者の自主的な紛争解決を促がす意味において、真の紛争の解決にとってはむしろ望ましいのではないかとも思われる。
- (19) 村松・前掲(注)(9)論文九九二頁。
- (20) 坂井・前掲書一九〇頁以下、等。
- (21) 坂井・前掲書一九五頁以下、竹内・前掲(注)(7)判批四二二頁以下、等。
- (22) 塩田・前掲(注)(14)判批八三頁。
- (23) 塩田・前掲(注)(14)判批八三頁、近藤弘二・判批、手形小切手判例百選(新版)七三頁。